

2福保医政第166号
令和2年4月16日

都内医療機関管理者様

東京都福祉保健局長

内藤淳

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について（依頼）

平素より東京都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報通信機器を用いた診療等の取扱いについて、令和2年4月10日付事務連絡が別添のとおり発出されました。

本事務連絡において、厚生労働省は、電話や情報通信機器を用いた診療（以下「オンライン診療等」という。）を実施する医療機関の一覧を作成し、ホームページ等で公表することとしており、各都道府県に対し、オンライン診療等を実施する医療機関の報告を求めています。

また、厚生労働省は医療機関に対し、オンライン診療等の実施状況について、所在地の都道府県に毎月報告することを求めるとともに、各都道府県に対し、その取りまとめ及び報告を求めています。

つきましては、医療機関におかれましては、所定の様式に基づき、下記のとおり御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提出書類

別添「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」

※提出様式については、東京都福祉保健局のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/onlineshinryo/jyokyohoukoku.html

東京都福祉保健局トップページ>医療・保健>医療・保健施策>オンライン診療等>新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関の報告及び公表について（依頼）

2 提出先及び提出方法

東京都福祉保健局 医療政策部 医療政策課 医療改革推進担当

※以下のメールアドレス宛て電子メールにて提出願います。

メールアドレス：S0000298@section.metro.tokyo.jp



3 提出期限

令和2年4月22日（水曜日）

※既にオンライン診療等を実施している医療機関におかれましては、上記期限までに御提出いただければと存じますが、期限後も、調査については当面の間受け付けておりますので、期限後にオンライン診療等を開始するなど、提出期限に間に合わない場合は、後日提出をお願いいたします。

4 提出された情報の取扱い

御提出いただいた情報については、厚生労働省においてホームページ等に公表することとされています。

また、都においてもホームページ等で公表する予定です。

5 その他

各医療機関におけるオンライン診療等の実施状況の報告については、別途通知いたします。

なお、厚生労働省が定める報告内容は、対応した医師（診療科、医師名）、初診からの電話等による診療等の実施状況、患者情報（年齢、性別、住所地）及び診療の内容（診断名、指示の内容、処方した薬剤及び処方日数、診療料、再診の予約日）となっていますので御留意ください。

担当・問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課医療改革推進担当

電話 03-5320-4448（直通）